

令和4年（行コ）第 号 供託金返還等請求控訴事件

控訴人 木原功仁哉

被控訴人 国

## 控訴理由書

令和4年12月22日

大阪高等裁判所第 民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

### 第一 序論

- 一 原判決には、以下に述べるとおり、憲法違反、判例違反、重大な事実誤認、判断の遺脱、理由不備、理由齟齬、法令適用の誤りの違法があるので破棄されるべきである。
- 二 原判決の事実摘示では、控訴人らの主要な事実上及び法律上の主張を欠落させ、さらには、被控訴人が控訴人らの主張に対する認否を拒否したことの摘示をも欠落させた上で、後述するとおり、特に、選挙関連訴訟において最高裁判所判決の少数意見及び反対意見を引用した控訴人の事実主張の摘示を一切なさず、その判断をすべて回避するなど、事実上及び法律上の主張の摘示の誤り、摘示の欠落及び判断の回避があり、それに起因して理由不備等の違法があることから、当審においては、原判決の事実摘示の結果をそのまま援用して陳述することはできない。
- 三 従つて、控訴人らの主張は、あくまでも原審での控訴人らの訴状及びすべての準備書面のとおりであると陳述するものである。
- 四 なお、以下においては、第二において、控訴理由の総論的主張を行ひ、第三以下は、原判決の判断に即して各論的に控訴理由を述べるものである。

### 第二 控訴理由（総論）

#### 一 主張の不摘示と判断の回避

- 1 控訴理由は、原判決が摘示して判断した争点1に概ね集約されるものであるが、最高裁判官の少数意見、反対意見を引用して、これと同じ主張をしてゐるにもかかわらず、これを摘示せずに判断を回避した。

- 2 すなはち、原審での原告（控訴人）の令和4年3月24日付け準備書面（3）（以下「原審準備書面（3）」といふ。）の「第三 原告の主張」を適示することなく、特に、その四における平成19年6月13日最高裁判所大法廷判決における裁判官藤田宙靖の意見、裁判官横尾和子の反対意見、裁判官泉徳治の反対意見及び裁判官田原睦夫の反対意見、さらに、その五において、平成11年11月10日最高裁判所大法廷判決における裁判官河合伸一、同遠藤光男、同福田博、同元原利文、同梶谷玄の反対意見を引用して、そのすべてを控訴人の主張としてみたにもかかはらず、これの適示すらせずに判断を回避した理由不備の違法がある。
- 3 従つて、当審においては、控訴人が引用したこれらの最高裁判所裁判官の少数意見及び反対意見の主張について、その法的な判断がなされるべきなのであるが、その主張の適示も判断もなさなかつたことにおいて理由不備の違法がある。

## 二 立法裁量

- 1 原判決は、選挙制度を法定するについての国会（国会議員）の立法裁量が、憲法の平等原則等に違反してはならない厳格な羈束裁量であるとせず、憲法の平等原則に多少違反しても許容されるとする自由裁量であるかのごとく判断してゐることは、明らかに違憲なのである。
- 2 また、原判決は、最高裁判所の判例があるので合憲であるとする思考停止状態にあるが、「判例法」もまた違憲立法審査の対象となるのであつて、判例があることを引用するだけでは、その判例の憲法適合性を備へてゐることにはならないのである。
- 3 すなはち、判例法より憲法が上位規範であり、控訴人がこれらの判例自体が違憲であるとする主張に対して何らの判断を示してゐない点においては、理由不備の違法がある。

## 三 国家公務員の注意義務

- 1 国会議員は、国権の最高機関である国会の構成員であつて、選挙で国民から選ばれた全体の奉仕者であり、かつ、憲法尊重擁護義務を負う者であるから、一般人に比してより高度な職務上の注意義務を負ふのである。したがつて、ある法律が憲法に違反するにもかかわらず、当該法律について審議せず、改廃等の立法措置を講じない場合には違憲性、違法性が認められ、国賠法1条1項の適用上違法と評価されるべきことは当然のことである。
- 2 ところが、昭和60年11月21日最高裁判所第一小法廷判決（民集39巻7号1512頁。以下「昭和60年判決」といふ。）等は国会議員の責任を不当に限定したことが違憲・違法なものであることは、原審準備書面（3）で詳細に主張したが、原判決は、これす

- らも主張の適示をせずに判断を回避したのであつて、理由不備の違法は否めない。
- 3 権力分立制における立法機関、行政機関、司法機関を担ふ特別職の国家公務員は、一般人よりも高度な注意義務が課せられてゐるのであつて、そのことは憲法尊重擁護義務が公務員のみ課せられ、国民には課せられてゐないことから当然のことであり、そのことも原審準備書面（3）において詳細に主張してゐた。
  - 4 また、昭和57年3月12日最高裁判所第二小法廷判決（民集36巻3号329頁。以下「昭和57年判決」といふ。）は、いはゆる違法限定説の判例であると理解する見解があるが、裁判官の職務上求められる注意義務を一般人に求められてゐる注意義務よりも軽減させて特別扱ひする趣旨であるとすれば、この判例自体が違憲である。
  - 5 このやうに、国会議員についての昭和60年判決、裁判官についての昭和57年判決など、これらがいはゆる違法限定説を示したものであるとすれば、手前味噌も甚だしく、違憲・無効であることは明白であるが、少なくとも、国会議員についての昭和60年判決は、平成17年9月14日最高裁判所大法廷判決（民集59巻7号2087頁。以下「平成17年判決」といふ。）によつて実質的に変更され、違法限定説は否定されたことになるのである。
  - 6 いづれにしても、原判決は、違法限定説が違憲解釈であること、昭和60年判決が違法限定説に基づく判断であれば、昭和60年判決自体が違憲であることなどの控訴人の主張について、全く適示することなく判断を回避したことにおいて、理由不備の違法がある。

#### 四 違憲審査基準

- 1 より制限的でない他の選びうる手段の基準(Less Restrictive Alternative, LRA)の法理（基準）とは、人権規制立法の手段審査に関して用みられる基準の一つであつて、当該目的を達成するためにより制限的でない他の選びうる手段が存在しない場合にのみ合憲とする基準であり、これは本件にも当然に適用されるものである。それゆゑ、本件のやうに、代替措置の手段が存在する場合は違憲であるといふことになる。
- 2 そして、平成17年判決は、まさにLRA基準を違憲審査の一つの基準として採用した判断であつて、およそ平等原則違反となる審査基準は、LRA基準に限定されるものではない。
- 3 ましてや、原判決は、立法裁量に関しては、その憲法上の根拠と制限に関する規定を適示するにおいて、ことさらに、憲法第44条但書と憲法第14条第1項を指摘することをせず、平等原則によつて立法裁量が制限されることについての判断を完全に遺脱した理由不備の違法がある。

#### 第三 原判決の「第4 当裁判所の判断」の「2 本件各規定の憲法適合性」の「(1) 判断枠組

み等)」について

一 原判決は、「(1) 判断枠組み等)」において、以下のとおり説示した。

「ア 公選法92条、93条が定める選挙供託金制度は、立候補しようとする者に対して一定の供託義務を課するものであって、立候補者としての資格そのものを制限するものではない。しかしながら、上記選挙供託金制度は、立候補しようとする者が選挙の種別に応じた金額を供託しない限り、立候補の受付自体を認めないもので、また、有効投票中の所定の得票を得られなかった場合に供託金が没収されることとなるから、立候補の自由に対する事実上の制約となっているといえる。供託金が没収される場合に選挙運動の公費負担の一部を不適用とする制度も、また同様である。

イ ところで、選挙供託金制度も選挙運動の公費負担制度も選挙制度を構成する諸制度の一つであるところ、代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方で、政治における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの時代や国において、その国の実情に即して具体的に決定されるべきものである。

このような考えに基づいて、憲法は、両議院の議員の選挙について、およそ議員が全国民を代表しなければならないとの制約の下で(憲法43条1項)、議員の定数(同条2項)、両議院の議員及びその選挙人の資格(憲法44条本文)、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項(憲法47条)は、法律でこれを定めるべきものとし、選挙制度の仕組みの具体的決定については、原則として国会の裁量に委ねている。

したがって、立候補の自由に対する事実上の制約となる選挙供託金制度の憲法適合性については、その制約が憲法上の要請に反するため、国会の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになるものと解すべきである(最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1577頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁、最高裁平成30年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁参照)。

ウ これに対し、原告は、公選法92条、93条が立候補の自由を定めた憲法15条1

項に違反するか否かは、より制限的でない他の選び得る手段があるか否かという観点から判断すべきである旨主張し、その根拠として平成17年判決を挙げる。

しかしながら、平成17年判決は、国民の選挙権又はその行使を直接に制限することの憲法適合性について判断したものであり、立候補の自由の事実上の制約となる公選法92条、93条の憲法適合性が問題となる本件とは事案を異にするものである。

したがって、原告の上記主張は採用できない。」

## 二 上記アについて

- 1 (1) 原判決は、「公選法92条、93条が定める選挙供託金制度は、立候補しようとする者に対して一定の供託義務を課するものであって、立候補者としての資格そのものを制限するものではない。」とする。
  - (2) これは、詭弁であることが明らかである。「一定の供託義務を課す」といふことは、一定の供託金を支払へる財力があるか、その調達能力が求められてゐる。その財力または能力がなければ立候補できないのである。つまり、立候補者の資格として、その財力または能力があることが求められてゐるのであり、それが立候補者としての資格要件なのである。
  - (3) つまり、一定額の供託金を納付しなければ立候補できないといふことは、その財力ないしは調達能力のない者は立候補の資格がないことになり、「立候補者としての資格そのものを制限」するのである。
  - (4) この制限は不合理な差別であつて、選挙供託金制度は、その財力及び調達能力のない者に対して、立替金制度、貸付制度を併用しないことから、違憲無効なものと言はざるを得ないのである。
  - (5) これこそがLRA基準に基づく制度の合憲性の判断であるが、現行制度は、このような救済措置を講じてゐないのであるから、LRA基準に照らして違憲と判断されるべきなのである。
- 2 (1) ところが、原判決は、他方で、「しかしながら、上記選挙供託金制度は、立候補しようとする者が選挙の種別に応じた金額を供託しない限り、立候補の受付自体を認めないもので、また、有効投票中の所定の得票を得られなかった場合に供託金が没収されることとなるから、立候補の自由に対する事実上の制約となっているといふことができる。供託金が没収される場合に選挙運動の公費負担の一部を不適用とする制度も、また同様である。」と説示してゐる。
  - (2) この説示自体は正しいのであるが、にもはかかはらず、結論的には、このような制度を合憲とする点において理由不備、理由齟齬の違法があるのである。

## 三 上記イについて

- 1 (1) 原判決は、「ところで、選挙供託金制度も選挙運動の公費負担制度も選挙制度を構成する諸制度の一つであるところ、代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方で、政治における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの時代や国において、その国の実情に即して具体的に決定されるべきものである。このような考えに基づいて、憲法は、両議院の議員の選挙について、およそ議員が全国民を代表しなければならないとの制約の下で(憲法43条1項)、議員の定数(同条2項)、両議院の議員及びその選挙人の資格(憲法44条本文)、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項(憲法47条)は、法律でこれを定めるべきものとし、選挙制度の仕組みの具体的決定については、原則として国会の裁量に委ねている。」と説示する。
- (2) しかし、まづ、ここで引用される憲法条項には、国民が有する公務員の制定罷免権を定めた第15条と、法の下での平等を定めた第14条の規定、さらには、これと同趣旨の第44条但書の規定をことさらに除外して説示し、それを無視した上で、選挙制度については「原則として国会の裁量に委ねている」とする点は、根本的な誤りなのである。
- (3) 国会の裁量権は、あくまでも憲法の規定に拘束された羈束裁量権であつて、平等原則を無視することのできる自由裁量権でないことは明らかなのであつて、これを否定した原判決の判断は、その前提において憲法違反がある。
- 2 (1) そして、原判決は、これに続けて、「したがって、立候補の自由に対する事実上の制約となる選挙供託金制度の憲法適合性については、その制約が憲法上の要請に反するため、国会の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになるものと解すべきである(最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年1月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1577頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁、最高裁平成30年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁参照。)」と説示する。
- (2) 本件訴訟は、訴状の述べたとほり、原判決が引用する昭和51年4月14日の最高裁判所大法廷判決(民集30巻3号223頁)などの、いはゆる「一票の格差(較差)」といふ形式的な平等原則違反を争点とするものではないが、実質的な平等原則違反があることを争点とするものである。つまり、一票の格差(較差)のやうな、形式的な数値でしか認識し得ない不平等違反といふ争点ではなく、実質的な選挙制度の不

平等を争点とするものであつて、両者は形式的か実質的かの相違はあつても、同じく平等原則違反を争点としてゐるものである。

- (3) それゆゑに、「立候補の自由に対する事実上の制約となる選挙供託金制度の憲法適合性については、その制約が憲法上の要請に反するため、国会の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになるものと解すべきである。」との認識自体にズレがあるのである。すなはち、国会の裁量権は、平等原則に違反することはできず、平等原則違反といふ限界を超えた場合は、当然に違憲または違憲状態となるのであつて、このことは、形式的な平等原則に違反するとして「一票の格差（較差）」に関して違憲ないしは違憲状態とした厳格な判断基準と同様でなければならず、多少の不平等は違憲ではないとする杜撰な判断がなされてはならないのである。
- (4) 原判決は、単に判例を引用するだけで、これらの判例が違憲であると主張する控訴人の主張自体を適せず、判断を回避したことに理由不備の違法がある。

#### 四 上記ウについて

- 1 原判決は、これらの前提に基づいて、「これに対し、原告は、公選法92条、93条が立候補の自由を定めた憲法15条1項に違反するか否かは、より制限的でない他の選り得る手段があるか否かという観点から判断すべきである旨主張し、その根拠として平成17年判決を挙げる。しかしながら、平成17年判決は、国民の選挙権又はその行使を直接に制限することの憲法適合性について判断したものであり、立候補の自由の事実上の制約となる公選法92条、93条の憲法適合性が問題となる本件とは事案を異にするものである。したがって、原告の上記主張は採用できない。」と説示した。
- 2 しかし、原判決が平成17年判決と略称する控訴人が引用した平成17年9月14日最高裁判所大法廷判決（民集59巻7号2087頁）については、その判旨において、「国会議員の立法行為又は立法不作為は、その立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受ける。」として、当該立法行為及び立法不作為が憲法第44条但書に違反してゐると認定してゐるのである。
- 3 この憲法第44条は、本文において、「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。」として、但書において、「但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。」と規定してゐる。この但書は、憲法第14条第1項の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別され

ない。」と同趣旨のものであつて、「両議院の議員及びその選挙人の資格」については平等原則が適用されるのである。

- 4 従つて、原判決が「平成17年判決は、国民の選挙権又はその行使を直接に制限することの憲法適合性について判断したものであり」との点は、判断された事案についてはそのとおりであつても、平成17年判決が憲法第44条但書に違反するとしたのは、当然に「両議員の議員・・・の資格」についても適用されるのである。つまり、両議員の議員・・・の資格」は憲法第44条但書から除外されてゐるとは説示されてをらず、そのやうな判断は余事記載であるからされなかつただけである。
- 5 原判決は、平成17年判決の守備範囲が「立候補の自由の事実上の制約となる公選法92条、93条の憲法適合性が問題となる本件とは事案を異にするものである。」として、本件において、憲法第44条但書が適用されないとするは、まさしく憲法第14条第1項及び同第44条但書の適用がないとする驚愕の違憲判決なのである。
- 6 また、原判決は、より制限的でない他の選び得る手段の基準（LRA基準）に関して、これが人権保障の一般通則として本件においても適用があるとした控訴人の主張について、全く判断を回避した点において、理由不備の違法がある。

#### 第四 原判決の「第4 当裁判所の判断」の「2 本件各規定の憲法適合性」の「(2) 公選法92条、93条の憲法適合性」について

- 一 原判決は、「(2) 公選法92条、93条の憲法適合性)」において、以下のとおり説示した。

「ア 上記(1)の見地に立って、本件各規定のうち、公選法92条、93条が憲法14条1項、15条1項、同条3項、44条但書に違反するか否かを検討すると、選挙供託金制度は、国政選挙において、売名目的や選挙妨害の目的等、真に当選を争う意思のない者が多数立候補すると、各候補者の演説や連呼行為、選挙公報や新聞広告の掲載等が氾濫し、結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ、国民の政治的意思が選挙に反映されなくなるという弊害が生じるおそれがあることから、立候補に慎重な決断を促し、真に当選を争う意思のない候補者の濫立による上記弊害を防止する目的で設けられているものであると認められ、代表民主制の下において自由かつ公正な選挙の実現が不可欠であることからすると、上記のような立法目的自体は正当なものであるといふことができる。

また、上記目的を達成するために、立候補者に一定額を供託させることとし、有効投票中の所定の得票を得られなかった場合に供託金を没収するという制度を採ることにも合理性が認められる。そして、供託すべき金額は、衆議院(小選挙区選出)議員及び参議院(選挙区選出)議員の選挙については300万円と決して少なくない額であるものの、立候補に慎重な決断を促し、真に当選を争う意思のない候補者の濫立による上記弊害を防止するという目的を達成する



ためには相応の額を供託させる必要があると考えられるから、300万円という額が国会の裁量権の限界を超えるものとは認められない。上記各選挙において、候補者の得票数が有効投票の総数の10分の1に達しない場合には没収することとした点についても、国会の裁量権の限界を超えるものとは認められない。

以上によれば、選挙供託金制度を定めた公選法92条、93条は、国会の裁量権の限界を超えるものとは認められないから、憲法14条1項、15条1項、同条3項、44条但書に違反するとはいえない。

イ これに対し、原告は、選挙供託金制度が、大正14年の衆議院議員選挙法の改正により、普通選挙制度と共に設けられたものであり、同時に治安維持法も制定されたことを踏まえると、選挙供託金制度が無産者の立候補を抑制することを真の目的とするものである旨主張する。

しかしながら、選挙供託金制度の目的は上記アのとおりと解されるのであり、日本国憲法は、国民主権を宣明した上、公務員の選定罷免権を国民固有の権利と定め(憲法15条1項)、公務員の選挙について成年者による普通選挙を保障しているのであり(憲法15条3項)、公選法は、日本国憲法の精神に則り、選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするものである(公選法1条)。このような憲法及び公選法の下に選挙供託金制度が定められていることに照らすと、選挙供託金制度が原告の主張する経緯で設けられたことを踏まえても、選挙供託金制度が無産者の立候補を抑制することを真の目的とするものであると解することはできない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

ウ また、原告は、立候補者の濫立による選挙の混乱が現実に生じたことはなく、制度の目的を支える立法事実が存しないし、むしろ、多数の者が立候補することは、投票の選択肢を広げて民意の実相をより反映することに資する点で望ましい旨主張する。

しかしながら、妨害・売名を行おうとする立候補者が濫立すれば、各候補者の演説や連呼行為、選挙公報や新聞広告の掲載等が氾濫し、結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ、国民の政治的意思が選挙に反映されなくなる事態が生ずるおそれがあることは容易に想定されるところであるし、また、選挙の重要性に鑑みれば、選挙を円滑かつ厳正に行う必要があるから、上記事態が一度でも現実に生ずることは避けなければならないというべきである。そうすると、立候補者の濫立により選挙が現実に混乱したことがなかったからといって、選挙供託金制度を支える立法事実が存在しないとはいえないし、民意の実相をより反映することに資するものともいえない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

エ 原告は、そもそも立候補者が真摯な意思を有しているか否かを判断することは不可能であって、立候補者の当否は選挙によって判断されるべきものである旨主張する。

しかしながら、立候補に当たり一定額の供託金の供託を求め、法定得票数に満たない場合には没収されることとすれば、供託金の没収を避けるべく、当選の真摯な意思を有しない、妨害・売名目的での立候補を抑制して選挙の混乱を防ぐことは一定程度可能と考えられる。また、妨害・売名を行おうとする立候補者が濫立すれば、結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ、国民の政治的意思が選挙に反映されなくなる事態が生ずるおそれがあることは、上記ウのとおりである。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

オ 原告は、選挙供託金制度は、現行の選挙制度や政党助成法に基づく政党交付金等と相まって、無所属の者、とりわけ資力の乏しい者が立候補することを過度に制限するものであって、このような者の立候補の自由を著しく制約するとともに、既存の政党に所属しない者に不合理な差別をもたらしていると主張する。

しかしながら、政党助成法に基づく政党交付金の制度は、公選法の選挙制度とは別個のものであるから、政党交付金の制度の存在が公選法の選挙供託金制度の違憲性を直ちに基礎づけるものではない。

また、公選法は、選挙活動において、候補者届出政党にも候補者と並んで選挙運動を認め、選挙運動用の自動車等の使用、葉書・ビラの枚数や政見放送の可否等、候補者届出政党の届出に係る候補者とそうでない候補者との間で差異を設けている(141条2項、142条2項、150条1項等)が、このような差異は、選挙制度を政策本位、政党本位のものとするという合理的な目的に基づくものであり、その程度も国会の合理的裁量の範囲を超えているとはいえない(最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、同平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁参照)。また、候補者届出政党は、国会議員を5人以上有するか、直近の国会議員の各選挙のいずれかで全国を通じた得票率2パーセント以上を獲得した政党その他の政治団体であって(公選法86条1項)、国民の間に相応に浸透していると見られる政党等であることから、そもそもこれらにより、候補者届出政党の届出に係る候補者とそうでない候補者との間には、事実上、当選の難易や供託金没収の可能性に差異が生じ、それにより立候補の心理的・経済的負担に事実上の差異が生じているとも考えられる。これらからすると、上記の選挙運動上の差異を併せ考慮しても、選挙供託金制度はやはり裁量権の限界を超えるものとは認められないというべきであり、このことは政党助成制度を併せ考慮し

たとしても同様である。したがって、選挙供託金制度が、候補者届出資格を有する政党に所属しない者について、不当に立候補の自由を制約したり、不当に差別したりするものとは解されない。

なお、原告は、他にも、衆議院議員総選挙及び参議院通常選挙の各制度を定めた公選法の規定が憲法14条1項、15条1項、同条3項、44条但書に違反するとも主張するが、前記(1)イの最高裁判決に照らして、いずれも採用できない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

カ 原告は、仮に選挙供託金制度自体は合憲であるとしても、その没収基準を得票数が有効投票の総数の10分の1に達しないこととするのは、候補者届出政党の要件を直近の国政選挙での得票総数が有効投票の総数の100の2以上とすることと大きな較差があり、違憲無効であると主張する。

しかし、衆議院(小選挙区)選出の議員の選挙における供託金没収の基準(公選法93条)は、当該小選挙区における得票率をいうのに対し、候補者届出政党の資格要件(同法86条1項2号)は、全国を通じた得票率をいうのであって、全国において候補者届出政党たり得るための基準と各小選挙区において供託金が没収される基準とが異なっても不合理ではないから、原告の主張は採用できない。

キ その他、選挙供託金制度について原告が主張するところを勘案しても、上記の判断は左右されない。

## 二 上記アについて

1(1) 原判決は、まづ、「上記(1)の見地に立って、本件各規定のうち、公選法92条、93条が憲法14条1項、15条1項、同条3項、44条但書に違反するか否かを検討すると、選挙供託金制度は、国政選挙において、売名目的や選挙妨害の目的等、真に当選を争う意思のない者が多数立候補すると、各候補者の演説や連呼行為、選挙公報や新聞広告の掲載等が氾濫し、結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ、国民の政治的意思が選挙に反映されなくなるという弊害が生じるおそれがあることから、立候補に慎重な決断を促し、真に当選を争う意思のない候補者の濫立による上記弊害を防止する目的で設けられているものであると認められ、代表民主制の下において自由かつ公正な選挙の実現が不可欠であることからすると、上記のような立法目的自体は正当なものであるといえることができる。」と説示した。

(2)① しかし、「売名目的や選挙妨害の目的等、真に当選を争う意思のない者が多数立候補する」といふ行為自体を否定的、無価値的に捉へることに問題があり、しかも、候補者にそのような主観的目的等が存在することを誰がどのような基準と根拠に基づいて判定するのが不明で曖昧なのである。

- ② およそ、選挙活動と売名行為とは区別しえない。メディアに露出して売名行為を行って、それによつて立候補して当選を目指す者が多く存在する。そして、それが実質的には長い事前運動となるのであつて、選挙に立候補するだけで売名行為に及ぼうとしても、選挙期間が極めて短く、選挙運動の提要在極めて制限されてゐる現状では、売名行為の目的を達成することは殆ど不可能な状況にある。それゆゑ、売名行為の定義とその態様も定かではないことからして、売名行為を排除することの合理的根拠は存在しないのである。このやうなことに對する判断は、選挙民が投票行為によつて示されることが必要なのであつて、選挙供託金制度によつて防止することは不可能なことなのである。
- ③ また、選挙妨害の目的といふ概念も全く定かではない。過去に存在したのは、有力候補者と同姓同名の者が立候補する事案などがあつたが、これらは、既存の国政政党が行つたことであり、このやうなことは選挙供託金制度があつても、そのやうな行為を防止することはできないのである。このやうな場合でも、選挙人の判断に委ねるべきであり、選挙供託金制度によつて左右したり制限できるものではないのである。
- ④ さらに、売名・妨害の目的で立候補した者が落選するとは限らない。むしろ、事前にメディアなどを活用して売名行為を行つてきた者が、このことを利用して売名の目的で立候補して当選する者が現行の制度下では多数であることからすると、売名・妨害の目的で立候補する者を制約するための選挙供託金制度といふのは、何ら実効性を伴はないものであり、選挙供託金制度の存在意義は認められないことになる。
- ⑤ さらに、「真に当選を争う意思のない者」といふのは、全く客観的に判定できないことである。世論調査によつて、当選ができないとされる泡沫候補であつても、当選を争つて立候補するものであつて、その「意思」はあるのである。その主観的な意思がないといふのは、どのやうに判定するのが不明であり、このやうなことと選挙供託金制度とは全く関係がないことなのである。
- (3)① しかも、そのやうな者が「多数立候補すると、各候補者の演説や連呼行為、選挙公報や新聞広告の掲載等が氾濫し、結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ、国民の政治的意思が選挙に反映されなくなるという弊害が生じるおそれがある」とするが、これは意味不明である。
- ② そもそも、多数立候補するといふことは、民主制の選挙制度においては選択肢が増えるので好ましいことなのであつて、多数立候補を否定的、制限的に捉へるのは、民主制の否定ないしは制限に等しい価値判断であつて、到底容認できないものである。
- ③ しかも、候補者が多数となると、「各候補者の演説や連呼行為、選挙公報や新聞広告の掲載等が氾濫し」とするのは、どこの国のことを意味するのかと言はざ

るを得ない。これらは、選挙法によつて規律されてゐるので「氾濫」といふことは起こりえない。氾濫といふ概念も、そもそもこれを否定的に捉へる価値判断であるが、民主制の選挙制度においては、活性化といふ意味で誠に好ましいことなのである。

- ④ 各候補者の「演説」が「氾濫」といふのは、選挙民にとつては候補者の選択の機会が広がることであり、好ましい事態なのであるが、これを否定的に捉へることは民主制の否定に等しい。
  - ⑤ また、「連呼行為」が「氾濫」といふのは、違法な連呼が許されない現行の選挙制度ではあり得ないことであり、「選挙公報や新聞広告の掲載等が氾濫」することも、現行の選挙制度ではあり得ないのである。原審裁判所は、現行の選挙制度についての知識が欠如してゐるために、このやうな説示をしてゐるのであつて、甚だしい事実誤認であり、法令の解釈・適用を明らかに誤つてゐる。
  - ⑥ そして、原判決は、「結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ、国民の政治的意思が選挙に反映されなくなるという弊害が生じるおそれがある」とするのであるが、明らかに前提を取り違へた論理の飛躍も甚だしいものであつて、理由不備と理由齟齬の違法を犯して居るのである。
- (4)① 原判決は、以上の誤つた前提の上で、現行の選挙供託金制度が、「立候補に慎重な決断を促し、真に当選を争う意思のない候補者の濫立による上記弊害を防止する目的で設けられているものであると認められ、代表民主制の下において自由かつ公正な選挙の実現が不可欠であることからすると、上記のような立法目的自体は正当なものであるといふことができる。」と説示するが、これも意味不明なものである。
- ② まづ、「立候補に慎重な決断を促し」とあるが、選挙供託金制度による供託金の壁があることによつて、供託金の財力と調達力のない者には、立候補を断念させることが「慎重な決断を促す」といふことであれば、これはまさに立候補の制限であり、普通選挙の保障が否定されて実質的な「制限選挙」といふことになり、憲法違反であることが明らかなのである。
  - ③ 制限選挙とは、全ての人が選挙権を有する普通選挙とは異なり、選挙権の資格要件を設定して制限を設けた選挙制度を指すが、選挙権には制限せず、被選挙権の資格制限をすることも制限選挙の一態様である。
  - ④ 大正14年は、確かに、選挙権については普通選挙となつたが、被選挙権については選挙供託金制度を導入し、被選挙権の制限選挙制度は維持されて、今日に至つてゐる。我が国は、これまで完全な普通選挙制度にはなつたことがないのである。これまで納税による制限があつたのと同様に、供託金の調達能力のみならず、多くの選挙資金が必要となる現行の選挙制度では、そのやうな多額の資金を購ふ財力及び調達力による制限が課せられてゐるのである。つまり、現行の公職選挙

法は、無産者のみならず、等しくすべての候補者に対して高額の供託金の納付を義務付けられ、それ以外に膨大な選挙運動費用を必要とすることから、これらの多大な資金を調達しえない候補予定者は事実上立候補できない制限選挙制度であり、しかも、既成政党には、その選挙資金を政党交付金で補助することによって、選挙ギルド制が確立して差別的優遇がなされてゐるのである。

- ⑤ つまり、仮に、財力と調達力がかかるとしても、控訴人のやうに、政党助成金の交付を受けない無所属候補であれば、政党交付金を財源として供託金を納付することができる候補者とは明らかに資金調達の上で、国政政党のみを優遇した不合理な差別があることになるのである。
- ⑥ 原判決は、現行の選挙供託金制度が、「真に当選を争う意思のない候補者の濫立による上記弊害を防止する目的で設けられている」とするが、そのやうな立法事実は全く存在せず、「真に当選を争う意思のない候補者の濫立による上記弊害を防止する」とすることは、明らかに制限選挙の復活に等しい判断なのである。
- ⑦ 「真に当選を争う意思のない候補者」の意味が不明確であるが、仮に、そのやうな者であつても、立候補の自由を妨げることは、内心の意思による制限選挙に他ならない。当選を争ふことだけが選挙の効用ではない。当選が不可能であると判断される場合であつても、自己の政治的、経済的主張を選挙の機会に選挙民に説いて、次の選挙への布石として徐々に賛同者を獲得しやうとすることも選挙の目的として容認しなければならないものであつて、それが選挙の自由として守られなければならない。それを制限することは、やはり実質的な制限選挙であつて違憲の判断なのである。
- ⑧ 原判決は、以上のやうな倒錯した判断に基づいて、「代表民主制の下において自由かつ公正な選挙の実現が不可欠であることからすると、上記のような立法目的自体は正当なものであるということが出来る。」とするのであるが、「代表民主制の下において自由かつ公正な選挙の実現が不可欠であることからすると」として、一般論としては正鵠を得た前提を掲げながらも、「上記のような立法目的自体は正当なものであるということが出来る。」として、これとは真逆の結論を導いた点において、論理の飛躍とも言ふべき理由齟齬の違法を犯してゐるのである。

- 2(1) 次に、原判決は、「また、上記目的を達成するために、立候補者に一定額を供託させることとし、有効投票中の所定の得票を得られなかった場合に供託金を没収するという制度を採ることにも合理性が認められる。そして、供託すべき金額は、衆議院(小選挙区選出)議員及び参議院(選挙区選出)議員の選挙については300万円と決して少なくない額であるものの、立候補に慎重な決断を促し、真に当選を争う意思のない候補者の濫立による上記弊害を防止するという目的を達成するためには相応の額を供託させる必要があると考えられるから、300万円という額が国会の裁量権の限界を超えるものとは認められない。上記各選挙において、候補者の得票数

が有効投票の総数の10分の1に達しない場合には没収することとした点についても、国会の裁量権の限界を超えるものとは認められない。以上によれば、選挙供託金制度を定めた公選法92条、93条は、国会の裁量権の限界を超えるものとは認められないから、憲法14条1項、15条1項、同条3項、44条但書に違反するとはいえない。」と説示した。

- (2)① しかし、まず、「立候補者に一定額を供託させること」と「供託金を没収すること」とは全く別の制度であつて、これらの関連性等についての理由を示したことになつてゐない点において理由不備の違法がある。
- ② 一定額を供託させることは、前述の通り、供託金の財力と調達力を立候補の要件ないしは資格とする実質的な制限選挙制度であり、これが違憲であることは明らかであるが、それをさらに没収するといふことは、全く別の次元と理由に基づくことなのである。
- ③ 没収といふのは、不利益処分（制裁）であつて、その前提として、不利益処分を正当化する非違行為の存在を認定しなければならないが、得票数ないしは得票率が低かつたことは選挙民の判断であつて、決して非違行為ではない。当選した他の候補者に投票した者は、落選した者に対してオストラコン（追放投票）を投じたのではなく、あくまでも投票した候補者を支持する投票なのである。そして、落選した者に対して投票した者も存在するのであれば、たとへ得票数が少数であつても、選挙民の意思とし尊重されなければならないのである。それが選挙の本質なのである。
- ④ 従つて、落選したことは決して非違行為ではないのであつて、落選したことを非違行為として不利益処分を行ふことは、適正手続の保障を定めた憲法第13条及び第31条に違反するのである。
- ⑤ そして、落選したことが非違行為ではなく、これに対して不利益処分を行ふことが許されないのであれば、その得票数の少ないことを以て非違行為とすることもできない。たとへ1票も得票できずに落選したとしても、同じことなのである。
- ⑥ それゆゑ、一定の得票数、得票率が得られなければ、供託金の没収といふ不利益処分がなされることの合理的理由は全く存在せず、これは法の下での平等に反し、適正手続の保障を定めた憲法第13条及び第31条に違反するのである。
- (3)① また、原判決は、「そして、供託すべき金額は、衆議院(小選挙区選出)議員及び参議院(選挙区選出)議員の選挙については300万円と決して少なくない額であるものの、立候補に慎重な決断を促し、真に当選を争う意思のない候補者の濫立による上記弊害を防止するという目的を達成するためには相応の額を供託させる必要があると考えられるから、300万円という額が国会の裁量権の限界を超えるものとは認められない。」とする。
- ② しかし、300万円といふ金額は、「決して少なくない額であるものの」と原判決

が認識してゐるとほり、諸外国の制度と比較すれば、この金額は余りにも高額であることは公知の事実なのであり、この金額に合理性があることの主張立証責任は被控訴人にあるにもかかわらず、原判決では、金額に合理性があることの理由が示されてをらず、理由不備の違法がある。

③ 高額の供託金を調達するについては、借入金による場合が想定される。もし、借入金によつて300万円の供託金を調達する場合、「総量規制」との関係で問題を生ずる。すなはち、総量規制とは、個人が借りることのできるお金の総額に制限をつける規制のことであり、多額のお金を借りて返済に困つてゐる多重債務者の増加を踏まへて、貸金業者の過剰融資を防止するために、平成22年6月18日の改正貸金業法で設けられた規制である。そして、個人の借入総額については、原則として年収などの3分の1までとされてゐる。

④ 多重債務者であつても、選挙に立候補する権利はある。しかし、借入総額が年収の3分の1を超えてゐる場合は、それ以上の借入が貸金業者からはできない状態となる。友人、知人からの借入ができない人であれば、300万円の資金調達はできずに立候補を断念せざるを得なくなるのである。これは、まさしく制限選挙なのである。

⑤ 従つて、多重債務者の被選挙権の行使を保障するためにも、選挙供託金制度は廃止されなければならない、それによつてすべての国民の被選挙権の保障が実現するのであつて、不合理な差別として、高額な300万円の供託金を定めることはできず、国会の裁量権は到底認められないのである。

⑥ ましてや、そのやうにして供託した多重債務者の300万円を得票率の低さを理由に没収するとなると、さらに多重債務者を困窮に追ひ込むことになるのであつて、そのことを懸念して立候補を断念することになれば、まさに実質的な制限選挙制度となるのであるから、このやうな合理性のない選挙供託金制度は、憲法に違反して違憲無効なのである。

(4)① 原判決は、これらの誤つた認識による結論として、「以上によれば、選挙供託金制度を定めた公選法92条、93条は、国会の裁量権の限界を超えるものとは認められないから、憲法14条1項、15条1項、同条3項、44条但書に違反するとはいえない。」と説示した。

② しかし、ここでは、原判決は、第14条第1項と第44条但書を適示してゐるのであるから、これらが選挙供託金制度の違憲性を根拠付けるものであり、しかも、国会の裁量権と雖も憲法条項に違反することは許されないにもかかわらず、真逆の結論を示した点において、理由齟齬の違法がある。

### 三 上記イについて

1 原判決は、「これに対し、原告は、選挙供託金制度が、大正14年の衆議院議員選挙



法の改正により、普通選挙制度と共に設けられたものであり、同時に治安維持法も制定されたことを踏まえると、選挙供託金制度が無産者の立候補を抑制することを真の目的とするものである旨主張する。しかしながら、選挙供託金制度の目的は上記アのとおりと解されるのであり、日本国憲法は、国民主権を宣明した上、公務員の選定罷免権を国民固有の権利と定め(憲法15条1項)、公務員の選挙について成年者による普通選挙を保障しているのであり(憲法15条3項)、公選法は、日本国憲法の精神に則り、選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするものである(公選法1条)。このような憲法及び公選法の下に選挙供託金制度が定められていることに照らすと、選挙供託金制度が原告の主張する経緯で設けられたことを踏まえても、選挙供託金制度が無産者の立候補を抑制することを真の目的とするものでありと解することはできない。したがって、原告の上記主張は採用できない。」と説示した。

- 2(1) 原判決は、建前論の美辞麗句を並べ立てるが、前述したとおり、現行の選挙供託金制度は、大正14年において制定された選挙供託金制度の目的と全く同じであることが明らかなのである。
  - (2) 選挙供託金制度が、大正14年の衆議院議員選挙法の改正により、普通選挙制度と共に設けられたことから、実質的には供託金の調達ができない無産者の被選挙権を制限する実質的な制限選挙制度が維持され、これが現在まで継続してある。つまり、無産者の立候補を抑制するどころか、選挙供託金を際限なく高額化させて、露骨に無産者の立候補をさせない方向で実質的に制限選挙として現行制度が運営されてあるのである。
  - (3) 無産者の立候補を保障するのであれば、供託金を一律にするのではなく、立候補者の所得証明などから、前述の総量規制の方法を採用し、各候補者の所得の3分の1の限度で供託金を定めるのが公平の原則に叶ふものである。
  - (4) まさに、このやうな公平の原則による選挙供託金制度であれば、LRA基準に適合するものであるが、立候補者の所得格差、資産格差を無視して、一律に高額の供託金を定める悪平等の制度は違憲無効なのである。
- 3(1) 前述のとおり、大正14年の普通選挙制度といふのは、羊頭狗肉であつて、選挙供託金制度と併用することによつて、実質的には、無産者、特に、社会主義政党の国政進出を阻止する目的の制限選挙制度であつたことは否めず、その制度を現在も継続してあることからして、我が国には、完全な意味での普通選挙制度が実施されたことがないのである。
  - (2) つまり、大正14年の選挙供託金制度では、その供託金を当時の官吏初年俸の2倍に相当する、2,000円の供託義務が定められたのである。そして、その高額な水準は現在も維持されををり、最近においても、平成22年度以降現在までの国民の平均

年収は、400万円台前半で推移し低迷してゐるにもかかわらず、衆議院選挙区選挙の選挙供託金300万円（衆参の比例区では600万円）であり、高額な供託金額が維持されてゐることに変わりはなく、無産者や低所得者にとって余りにも過重なものなのである。

- (3) 衆議院選挙区選挙では、昭和25年では選挙供託金が3万円であつたものが、その42年後の平成4年からは、その100倍の300万円となつたのであつて、これこそが制限選挙の実態を示してゐる。
  - (4) 我が国以外でも、イギリス、韓国、シンガポールなどには選挙供託金制度があるが、その供託金額は極めて少ない。また、供託金の没収点についても我が国とは異なつて極めて低く設定されてゐる。
  - (5) また、カナダでは、平成19年に、選挙供託金制度が違憲であるとの判決が出され、連邦下院選で供託金が廃止され、フランスでも廃止されたことにより、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリア、カナダには、制限選挙として運用されてゐる選挙供託金制度は存在しないのである。
  - (6) これらは公知の事実であつて、以上の比較法的見地からしても、選挙供託金制度は違憲であり、国、世界的にみても余りにも高額な選挙供託金制度の合理性は存在しないのである。
- 4 (1) また、生活保護受給者も被選挙権があることは当然のことであるが、生活保護受給者には実質的に被選挙権が認められないのが現行の選挙供託金制度なのである。
- (2) つまり、単身者の生活保護受給額については、政令指定都市などの1級地-1では、月額最低生活費 76,310 円及び住宅扶助費 53,700 円の合計 130,010 円（年額 1,560,120 円）であり、選挙供託金はこの年額の2倍になつてゐるので、生活保護受給者が300万円の選挙供託金を調達することは事実上不可能なのである。
  - (3) また、現実的には低所得者の生活はさらに厳しいものがある。すなはち、消費支出 (e) と貯蓄 (s) によつて構成される可処分所得 (DI) は、コロナ禍において、消費性向が減退し貯蓄性向が高まつてをり、我が国の令和2年の家計貯蓄率 (SR) は全国平均で10%程度である。家計貯蓄率 (SR) とは、家計可処分所得 (DI) から家計消費支出 (e) を控除した家計貯蓄 (s) を家計可処分所得 (DI) で除した値であつて、候補者が自前で選挙供託金及びその他の選挙資金を捻出する場合は、候補者の可処分所得 (DI) に家計貯蓄率 (SR) を乗じた金額 (DI×SR) が財源となるのであるが、平成22年度以降現在までの国民の平均年収である400万円台前半の金額全額が可処分所得であつたとしても、平均年収を得てゐる一般人であつても、選挙に使用できる自前の調達資金は年額40万円程度に過ぎないのである。
  - (4) これでは、300万円の選挙供託金及びその他多額の選挙資金を購ふことは到底不可能なのであり、前記二1(1)で指摘したとおり、原判決が「立候補に慎重な決断を促すことを目的としたとする選挙供託金制度といふのは、選挙資金が自前で調達

できない者は立候補を諦めざるを得ない現実を認識して立候補を断念せよとする制度であるといふことである。「立候補に慎重な決断」といふのは、立候補することを断念せよといふ決断を促すといふことなのである。

- (5) 立候補者が自前で選挙資金を調達できなければ、他人から借入することになるが、多重債務者になり、破産の危険が迫ってくる。自己破産を申し立てる目安としては、年収と同額以上の債務がある場合とされるので、立候補することは破産を覚悟することを余儀なくされる。こんな不健全な選挙制度は、典型的な制限選挙制度に他ならず、実質的には多くの国民の被選挙権を否定するに等するものである。
- (6) 以上により、貸金規制の総量規制の基準が3分の1であることや、平均年収と選挙供託金額との比較、生活保護受給額と選挙供託金額との比較、一般人が選挙資金の自前で調達することは現実に不可能であることなど様々な理由により、現行の選挙供託金制度が制限選挙を維持するためのものであることが明らかになつてゐるのである。従つて、選挙供託金制度自体が違憲であることは勿論のこと、その金額が余りにも高額に設定されてゐることに全く合理性がないことからして、選挙供託金制度はその運用においても違憲無効であると言はざるを得ないのである。

#### 四 上記ウについて

- 1 原判決は、「また、原告は、立候補者の濫立による選挙の混乱が現実に生じたことはなく、制度の目的を支える立法事実が存しないし、むしろ、多数の者が立候補することは、投票の選択肢を広げて民意の実相をより反映することに資する点で望ましい旨主張する。しかしながら、妨害・売名を行おうとする立候補者が濫立すれば、各候補者の演説や連呼行為、選挙公報や新聞広告の掲載等が氾濫し、結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ、国民の政治的意思が選挙に反映されなくなる事態が生ずるおそれがあることは容易に想定される場所であるし、また、選挙の重要性に鑑みれば、選挙を円滑かつ厳正に行う必要があるから、上記事態が一度でも現実に生ずることは避けなければならないというべきである。そうすると、立候補者の濫立により選挙が現実に混乱したことがなかったからといって、選挙供託金制度を支える立法事実が存在しないとはいえないし、民意の実相をより反映することに資するものともいえない。したがって、原告の上記主張は採用できない。」と説示する。
- 2 しかし、これは前述したとおり、原判決の選挙法についての法的知見の欠如による誤謬の判断であつて、全く説得力はなく、著しい理由不備の違法を犯してゐるものである。
- 3 「多数の者が立候補する」ことを「濫立」と否定的に捉へる見解は、民主制を否定するものであり、それが、「結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ」との全く根拠のない妄想を抱いてゐることは噴飯物と言はざるを得ない。
- 4 また、「選挙を円滑かつ厳正に行う必要がある」ことは、多数の者が立候補しても、

現在の選挙法の実務対応で十分に実現できるのである。

- 5 それゆゑ、「上記事態が一度でも現実に生ずることは避けなければならないというべきである。」として、高額の供託金を義務付ける選挙供託金制度によつて、候補者数を減らすことが民主制の選挙を適正に実現できるとする観念は、およそ民主制の根幹を否定するものであつて、到底容認できるものではない。
- 6 しかも、「そうすると、立候補者の濫立により選挙が現実に混乱したことがなかったからといって、選挙供託金制度を支える立法事実が存在しないとはいえないし、民意の実相をより反映することに資するものともいえない。」との説示は、立法事実の意味を理解できてゐないことの証左である。立法事実といふのは、想像の世界ではなく、現実の世界であつて、そのやうな「濫立」による選挙の混乱といふ立法事実は、大正14年以降、一度も存在してゐないのである。立法事実の存在しない法令は、立法目的を喪失したものであつて、法令として存続しえないものなのである。

#### 五 上記エについて

- 1 原判決は、「原告は、そもそも立候補者が真摯な意思を有しているか否かを判断することは不可能であつて、立候補者の当否は選挙によつて判断されるべきものである旨主張する。しかしながら、立候補に当たり一定額の供託金の供託を求め、法定得票数に満たない場合には没収されることとすれば、供託金の没収を避けるべく、当選の真摯な意思を有しない、妨害・売名目的での立候補を抑制して選挙の混乱を防ぐことは一定程度可能と考えられる。また、妨害・売名を行おうとする立候補者が濫立すれば、結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ、国民の政治的意思が選挙に反映されなくなる事態が生ずるおそれがあることは、上記ウのとおりである。したがつて、原告の上記主張は採用できない。」と説示する。
- 2 しかし、この判断は、前述したとほり、選挙供託金制度が制限選挙を目的としたものであることを自白してゐるに等しく、このやうな判断自体が普通選挙の保障を否定した見解であつて、法匪の言説に他ならないのである。
- 3 その最たる認識が、「当選の真摯な意思を有しない、妨害・売名目的での立候補を抑制して選挙の混乱を防ぐことは一定程度可能と考えられる。」との部分であり、「一定程度可能」といふのは、制限選挙化することが可能であるとの認識を示してゐるのである。

#### 六 上記オについて

- 1 (1) 原判決は、「原告は、選挙供託金制度は、現行の選挙制度や政党助成法に基づく政党交付金等と相まって、無所属の者、とりわけ資力の乏しい者が立候補することを過度に制限するものであつて、このような者の立候補の自由を著しく制約するとともに、既存の政党に所属しない者に不合理な差別をもたらしていると主張する。

しかしながら、政党助成法に基づく政党交付金の制度は、公選法の選挙制度とは別個のものであるから、政党交付金の制度の存在が公選法の選挙供託金制度の違憲性を直ちに基礎づけるものではない。」と説示する。

- (2) しかし、「政党助成法に基づく政党交付金の制度は、公選法の選挙制度とは別個のもの」との認識は、これらの立法過程の無知に由来するものである。政党助成法が、選挙制度の関連で不透明で、企業、団体からの選挙資金等の調達などに不正が蔓延して問題化したことから制定されたものであつて、選挙制度と密接不可分の関係にあることは公知の事実なのである。
- 2(1) 次に、原判決は、これに引き続いて、「また、公選法は、選挙活動において、候補者届出政党にも候補者と並んで選挙運動を認め、選挙運動用の自動車等の使用、葉書・ビラの枚数や政見放送の可否等、候補者届出政党の届出に係る候補者とそうでない候補者との間で差異を設けている(141条2項、142条2項、150条1項等)が、このような差異は、選挙制度を政策本位、政党本位のものとするという合理的な目的に基づくものであり、その程度も国会の合理的裁量の範囲を超えているとはいえない(最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、同平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁参照)。また、候補者届出政党は、国会議員を5人以上有するか、直近の国会議員の各選挙のいずれかで全国を通じた得票率2パーセント以上を獲得した政党その他の政治団体であつて(公選法86条1項)、国民の間に相応に浸透していると見られる政党等であることから、そもそもこれらにより、候補者届出政党の届出に係る候補者とそうでない候補者との間には、事実上、当選の難易や供託金没収の可能性に差異が生じ、それにより立候補の心理的・経済的負担に事実上の差異が生じているとも考えられる。これらからすると、上記の選挙運動上の差異を併せ考慮しても、選挙供託金制度はやはり裁量権の限界を超えるものとは認められないというべきであり、このことは政党助成制度を併せ考慮したとしても同様である。したがって、選挙供託金制度が、候補者届出資格を有する政党に所属しない者について、不当に立候補の自由を制約したり、不当に差別したりするものとは解されない。なお、原告は、他にも、衆議院議員総選挙及び参議院通常選挙の各制度を定めた公選法の規定が憲法14条1項、15条1項、同条3項、44条但書に違反するともする主張するが、前記(1)イの最高裁判決に照らして、いずれも採用できない。したがって、原告の上記主張は採用できない。」と説示する。
- (2) しかし、これは、前記第二の一で述べた主張(最高裁判所裁判官の反対意見等を引用した控訴人の主張)の適示をあへて行はず、これについての判断を回避した作文に過ぎず、判決の名に値しない駄文であり、理由不備の違法の最たるものである。

## 七 上記カについて

- 1 原判決は、「原告は、仮に選挙供託金制度自体は合憲であるとしても、その没収基準を得票数が有効投票の総数の10分の1に達しないこととするのは、候補者届出政党の要件を直近の国政選挙での得票総数が有効投票の総数の100の2以上とすることと大きな較差があり、違憲無効であると主張する。しかし、衆議院(小選挙区)選出の議員の選挙における供託金没収の基準(公選法93条)は、当該小選挙区における得票率をいうのに対し、候補者届出政党の資格要件(同法86条1項2号)は、全国を通じた得票率をいうのであって、全国において候補者届出政党たり得るための基準と各小選挙区において供託金が没収される基準とが異なっても不合理ではないから、原告の主張は採用できない。」と説示した。
- 2 しかし、これは、選挙法における各種の比率を区別して決定することの合理性がないことの主張に対して、全く応答してみないのである。つまり、没収基準を得票数が有効投票の総数の10分の1に達しないこととし、候補者届出政党の要件を直近の国政選挙での得票総数が有効投票の総数の100の2以上とすることの、それぞれの合理的な根拠を示してみないのである。
- 3 控訴人には、これらが不合理であることの主張立証責任はなく、合理性のあること(合法性)の主張立証責任は被控訴人にあるのである。

#### 八 上記キについて

- 1 原判決は、「その他、選挙供託金制度について原告が主張するところを勘案しても、上記の判断は左右されない。」と説示する。
- 2 しかし、前記第二の一で述べた主張(最高裁判所裁判官の反対意見等を引用した控訴人の主張)から、選挙供託金制度の違憲性を主張したことについて、全く判断を欠落させた理由不備の違法があるのである。

#### 第五 原判決の「第4 当裁判所の判断」の「2 本件各規定の憲法適合性」の「(3) 公選法141条7項ただし書、142条10項、143条14項の憲法適合性」について

- 一 原判決は、「(3) 公選法141条7項ただし書、142条10項、143条14項の憲法適合性」において、以下のとおり説示した。

「ア 公選法141条7項ただし書、142条10項、143条14項は、公選法92条所定の得票数に満たなかった候補者については、主として選挙運動のために使用される自動車に係る費用、選挙運動のために使用する通常葉書及びビラの作成費用及び選挙運動のために使用するポスターの作成費用を無料としない(すなわち公費負担としない)旨定めている。これらの規定も、選挙供託金制度と同様の目的(前記(2)ア)で設けられているものと解されるところ、かかる立法目的自体は正当といえることができることは、前記(2)アのとおりである。

また、上記目的を達成するために、供託金の没収に加えて上記各費用を公費負担としないこととすることにも一定の合理性が認められるから、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない。

したがって、公選法141条7項ただし書、142条10項、143条14項が憲法14条1項、15条1項、同条3項、44条但書に違反するとは認められない。

イ これに対し、原告は、供託金が没収される場合であっても、選挙公報の発行や新聞広告の掲載等については公費負担を受けられるのに、通常葉書や選挙ビラ、ポスターの作成に係る費用については公費負担を受けられないとすることに合理性はない旨主張する。

しかしながら、一定の得票数に満たない候補者の選挙運動の費用をいかなる範囲で公費負担とするかについては、個々の選挙運動の活動の性質を踏まえて国会がその合理的裁量によって定め得るものである。そして、供託金が没収されるほどに票が得られなかった候補者についても、なお選挙公報や新聞広告といった情報媒体を用いる費用については公費負担を維持することとし、それ以外の選挙運動の費用については公費負担を適用しないとしたことが、国会の合理的裁量を超えるものとはいえない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

ウ また、原告は、得票数の多寡によって、公費負担を受けられるか否かを分かたつのは、得票数の多寡で賞罰を設けるものであって、このような賞罰制度は平等に反する旨主張する。

しかしながら、前記アのとおり、公選法141条7項ただし書、142条10項、143条14項は、選挙供託金制度と同様の目的で設けられたものと解され、原告が主張するような賞罰制度を設けたものとは解されないし、また、上記目的を達成するために公費負担を受けられるか否かを区別することが不合理ともいえない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。」

## 二 上記アについて

- 1 これについては、前述のとおりである。
- 2 これらの判断は、前記第二の一の主張の適示をせずその判断を回避したものであつて、理由不備の違法がある。

## 三 上記イについて

- 1 これについては、前述のとおりである。
- 2 これらの判断は、前記第二の一の主張の適示をせずその判断を回避したものであつて、理由不備の違法がある。

#### 四 上記ウについて

- 1 これについては、前述のとおりである。
- 2 落選は、非違行為ではなく、不利益処分の対象とはならないのであつて、落選とその得票数による没収は、平等原則に違反するだけでなく、適正手続の保障を侵害する違憲行為であることは多言を要しないところである。

#### 第六 原判決の「第4 当裁判所の判断」の「3 本件各規定のB規約違反について」について

- 一 原判決は、「3 本件各規定のB規約違反について」において、以下のとおり説示した。

「原告は、選挙供託金制度はB規約にも違反すると主張する。

しかしながら、B規約においては、締約国が同規約25条に規定されている権利を実現するためにとるべき具体的な選挙制度については何ら規定されておらず、各締約国の合理的な裁量に委ねられていることから、締約国に特定の選挙制度の採用を義務付けるものではないと解するのが相当である。

そして、本件各規定について一定の合理性が認められることについては、前記2において説示したとおりであるから、本件各規定がB規約に違反するものということもできない。」
- 二 しかし、憲法第98条第2項には、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」として、条約は法律に優先した法的効力があるので、現行選挙制度における公職選挙法第92条及び同第93条は、B規約に違反してゐるのである。
- 三 B規約第25条には、「すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。(a)直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること。(b)普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。(c)一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。」と定めてゐる。
- 四 これについては、「締約国に特定の選挙制度の採用を義務付けるものではないと解するのが相当である。」としても、同条(c)では、「一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること」として、我が国においては、国民が平等に公務に携はることを保証し、政府にはその選挙制度を含む公務において平等の保証義務があることを規定してゐるのであるから、これに違反することは違法以上の条約違反となるのである。